

## 第20回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年4月26日（金）午後4時00分から午後4時40分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員（4人）

吉水 隆
権田 数榮
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員（1人）

田中 秀和

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第5条による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農用地利用配分計画案について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局 ただいまから第20回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。なお、農地利用最適化推進委員のうち田中委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、5番 佐藤委員、1番 遠藤委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議 長 それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第5の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案書1ページをご覧ください。  
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

1 番 ただいまの事務局の説明に関連して説明いたします。4月12日に事務局と一緒に現地調査をいたしました。詳細は先ほど事務局の説明したとおりです。  
現在現地にあるビニールハウスは同町内のK氏が借りて育苗を行っていましたが今シーズンは使用せず撤去するとのことです。許可に関して特段異論はないと思われま。

議 長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号について説明します。議案書2ページからご覧ください。  
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、新規8件の申請がありました。新規8件のうち、4件が中間管理機構への集積計画に伴う申請案件となっております。

事務局           なお、本総会議案書の利用権設定終了年の元号表記を平成とさせていただきます。説明時と同様とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局           以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第2号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上になります。

議長            ただいまの説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

4番            番号3の設定期間が1年となっており非常に短い期間であります。何か理由があるのでしょうか。

事務局           2年ほど前に出し手のK氏がリタイアしたいとの申し入れがあり、JAや農業委員会に担い手探しの相談がありました。その際はK氏と同町内のT氏が耕作を手伝うことになったようですが、T氏も自作地を抱えており、諸事情により手伝うことができなくなり、耕作地の近隣に在住し耕作を行っているN氏が辛くも1シーズン受けることになりました。

来シーズンに向けJAと協力し長期的に耕作をしていただける新たな担い手を今年度中に模索していきたいと考えています。新規就農者であるE氏も現地近くで耕作を行っており、経験も積み重なり徐々に経営面積も増えております。まずは声をかけてみたいと思っています。

4番            次に繋がるよう是非お願いします。

議長            他にご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長            ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長            全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議長            続きまして報告第1号 農用地利用配分計画案について事務局より説明願います。

事務局           報告第1号について説明します。議案書16ページからご覧ください。

先ほど許可を得ました議案第2号の集積計画のうち、中間管理機構である新潟県農林公社からの転貸先についての報告となります。

【議案書に基づいて内容を説明】

農用地利用配分計画は新潟県が公告（告示）し、決定することになっており、特に農業委員会での議決事項ではありませんが、中間管理事業を利用した出し手の農地の受人について出雲崎町農業再生協議会で作成した農用利用配分計画案を農業委員会では意見を付せることになっており、委員のみなさんに把握していただくためこの場で報告させていただいております。総会后、農業委員長名により農用地利用配分計画案として農林公社（中間管理機構）へ提出し、農林公社から新潟県へ提出されます。

なお、出し手の中間管理機構への貸し出し開始が全件4月27日となっているのに対し、中間管理機構からの転貸先への貸付が6月29日となっており約2ヶ月後となっております。理由としては集積計画提出後、中間管理機構の内容確認から新潟県への送付、閲覧期間2週間程度を経て月末に告示を行います。告示後に配分計画を中間管理機構へ提出し、同じ工程を得ると、この度のタイミングでの直近の配分計画の告示日が6月28日と設定されており、転貸の開始日が翌日の6月29日となるもであります。本案件の調整時には3月の総会に集積計画を提出し5月末からの開始を予定しておりましたが、出し手と転貸先の調整に時間を要し、このたびのような開始日の設定となりました。すでに耕作準備に取り掛かっておりますが、転貸日が正式に決定するまでは農作業受委託を交わし作業するよう担当の農林水産係から指導を行っております。

以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

4 番 　　手続きのスケジュールは理解できますが、農作業受委託を交わしたことの確認はしましたか。

事 務 局 　　当事者には直接確認をしておりますが、農林水産係担当からはその旨の報告を受けております。

1・4番 　　中間管理事業は全国で4つの都道府県が出し手と受け手から事務手数料を徴収しており、新潟県もその取扱いをしています。

　　担い手への集積のための事業と理解していますので両者に負担が掛からないように取り扱いについて改正してもらいたいと思っています。

議 長 　　配分計画案については議決事項ではございませんが、他にご意見等はありません。

せんでしょうか。

(意見、質問なし)

議 長 以上で報告第1号を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。  
この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第20回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成31年4月26日

議 長 ⑩

議事録署名委員  
1 番 ⑩

議事録署名委員  
5 番 ⑩